

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和3年度の実践に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	全教職員への理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備	令和4年4月実施済
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	令和3年度は計4回の委員会を開催した。	定期的に開催できる方策を検討する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R4.2に実施した。	教職員の意識向上のため今後も研修を実施する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	定期的な周知を行い学校いじめ対策委員会の存在意義を定着させる	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	ホームページに掲載している。	全教職員への理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備	令和4年4月実施済
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学生面談や学生アンケートから気になる状況は学生相談室で把握し、いじめ対策委員会へ報告している。	いじめに限らず、心配な学生は学生相談室へ報告するよう呼び掛けている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、研修時等定期的に周知している。	全教職員への理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備	令和4年4月実施済
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ対策委員会と事案対処チームが連携して対応する体制としている。	いじめ対策委員会と事案対処チームが中心となり関係教職員と情報を共有している。	—
9	令和3年度の実践に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実践計画に反映しているか	いじめ対策委員会で検証する。	年度末に点検を実施し、検証することとしている。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生アンケートを年2回実施し、その結果はいじめ対策委員会で共有している。 また、4月に全学生への個人面談を実施した。 気になる学生については、学生相談室が中心になり聴き取り等を行い状況確認を行った。	アンケートの設問は、学生からの回答が拾いやすくなるよう都度見直しを行っている。 アンケートの回数は計画通り実施できるよう対応を検討す	令和5年度実施予定
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめ対策委員会の委員に位置づけている。	カウンセラーと教職員の情報共有については継続して見直し改善を図る。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	R3.5に「安心・安全の日」講演会として実施した。	毎年度学生に対して研修を実施する。	令和4年5月実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	「安心・安全の日」講演会にていじめに関する講演会を実施した。	毎年度学生に対して研修を実施する。	令和4年5月実施済
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	実施できなかった。	学生会を中心とした啓発活動を検討する。	令和5年度実施予定
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載している。	ホームページに加えて、別のツールも活用し保護者への説明を行う。	令和5年度実施予定
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ防止基本計画に基づき、学級担任等と連携し被害・加害の双方の保護者に対して解決に向けた対応方針を伝えることを徹底する。	いじめ対策委員会と事案対処チームが中心となり対応する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ防止基本計画等をHPで公開し周知しているが外部の有識者との連携・協力体制は築いていない。	外部の有識者が出席する顧問会議においていじめ防止等基本計画や取組の内容を説明した。	令和4年12月実施済
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	H28より山口県警察と山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」に関する協定を締結している。	事案発生時に速やかな連携がとれるよう、連絡体制と連絡部署の確認を行った。	令和4年9月実施済